

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十四年七月十三日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ北房店

所在地 真庭市上水田五〇八三ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五―二

代表者の氏名 代表取締役 栗本 建三

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前十時

(変更後) 午前七時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後十時

(変更後) 午後十二時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時から午後十時三十分まで

(変更後) 午前六時三十分から午前零時三十分まで

4 変更年月日

平成二十四年七月十八日

二 届出年月日

平成二十四年七月四日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十四年七月十三日から同年十一月十三日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び真庭市産業観光部商工観光課